

小田原市教育委員会定例会会議録

- 1 日時 令和8年8月26日(水)午後4時00分～午後5時11分
場所 小田原市役所 7階 大会議室

2 出席者氏名

- 1番委員 柳 下 正 祐(教育長)
2番委員 益 田 麻衣子(教育長職務代理者)
4番委員 齊 藤 修 一
5番委員 松葉口 玲 子

3 説明員等氏名

- | | |
|-------------------------|---------|
| 教 育 部 長 | 村 田 智 俊 |
| 文 化 部 長 | 和 田 芳 廣 |
| 歴史まちづくり担当部長 | 門 松 忠 輝 |
| 教育部副部長 | 諏訪部 澄 佳 |
| 教育部副部長(保健給食課長事務取扱) | 吉 澤 太 郎 |
| 文化部副部長(歴史まちづくり担当課長事務取扱) | 竹 縄 謙 史 |
| 文化部副部長 | 早 野 智 洋 |
| 教育総務課長 | 大 木 健 一 |
| 学校施設担当課長 | 久 保 浩一郎 |
| 教育指導課長 | 松 澤 俊 介 |
| 生涯学習課長 | 遠 藤 倫 子 |
| 図 書 館 長 | 鈴 木 雅 樹 |
- その他関係職員

(事務局)

- | | |
|----------|---------|
| 教育総務課係長 | 鈴 木 律 子 |
| 教育総務課主事補 | 関 原 晃太郎 |

4 議事

日程第1

- 報告第4号 事務の臨時代理の報告(小田原市生涯学習センター条例の一部を改正する条例)について (生涯学習課)

日程第2

- 報告第5号 事務の臨時代理の報告(小田原市郷土文化館条例の一部を改正する条例)について (生涯学習課)

日程第3

- 報告第6号 事務の臨時代理の報告(小田原市尊徳記念館条例の一部を改正する条例)について (生涯学習課)

日程第4

- 報告第7号 事務の臨時代理の報告(小田原文学館条例の一部を改正する条例)について (図書館)

日程第5

- 議案第21号 小田原市図書館協議会委員の任命について (図書館)

日程第 6

議案第22号 教育財産の処分に係る申出について (教育総務課)

日程第 7

報告第 8 号 事務の臨時代理の報告（令和 8 年度小田原市一般会計補正予算）について
て【非公開】 (教育部・文化部)

日程第 8

議案第23号 教育財産の取得に係る申出について【非公開】 (教育総務課)

5 報告事項

- (1) 小田原市新しい学校づくり推進事業の市民説明会等について【非公開】
(資料 1 教育総務課)
- (2) 小田原市立小中学校屋内運動場空調設備設置事業について【非公開】
(資料 2 教育総務課)

6 議事等の概要

- (1) 柳下教育長開会宣言
- (2) 7 月定例会議事録の承認
- (3) 議事録署名委員の決定… 2 番 益田委員、4 番 齊藤委員に決定

○柳下教育長 それでは、議事に入る前に、会議の非公開について、お諮りいたします。報告第 8 号「事務の臨時代理の報告（令和 8 年度小田原市一般会計補正予算）について」、報告事項（１）「新しい学校づくり推進事業の市民説明会等について」及び報告事項（２）「小田原市立小中学校屋内運動場空調設備設置事業について」は、市議会常任委員会開催日当日に公表となる資料を含み、議案第23号「教育財産の取得に係る申出について」は、現在調整中の案件のため、小田原市教育委員会会議規則第 5 条第 1 項ただし書の規定により、これを非公開といたしたいと存じます。

本件を非公開とする件について、採決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○柳下教育長 御異議もありませんので、採決いたします。

報告第 8 号、報告事項（１）、報告事項（２）及び議案第23号を非公開とすることに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○柳下教育長 全員の賛成により、報告第 8 号、報告事項（１）、報告事項（２）及び議案第23号は、後ほど非公開での審議といたします。

-
- (4) 日程第 1 報告第 4 号 事務の臨時代理の報告（小田原市生涯学習センター条例の一部を改正する条例）について (生涯学習課)

○生涯学習課長 それでは私から御報告申し上げます。

本市では、公共施設の持続可能な維持管理に向け、使用料等の見直しの検討を進めている中で、使用料の見直しが必要な16の公共施設等で、令和 8 年 3 月から 4 月にかけて市民アン

ケート及び施設利用者アンケートを行い、公共施設使用料の見直しについての市民及び利用者の皆様の意見を把握し、それを踏まえた今後の見直しの方向性について検討を行いました。

その結果、本市の方向性として、文化部所管施設及び他部署所管施設を合わせた16施設の使用料等について改定を行うことといたしました。

そのため、小田原市生涯学習センター条例の一部を改正し、使用料等を改定しようとするものでございます。

まず、使用料の減免に関連し、減額後の使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てることといたしました。

次に、生涯学習センター本館においては、使用料の区分の見直しを行っており、現行の区分では、ホールと舞台を別々のものとしておりましたが、同時に個別利用するのは難しい施設であるため、一体の施設とし、「ホール」として区分を統合いたしました。

また、ホールについては、2以上の基本時間（時間区分）にわたって使用する場合は当該2以上の基本時間の間の「基本時間以外の時間」に係る使用料は徴収しないため、その旨を記載するとともに、2以上の基本時間にわたって使用する場合は料金区分を削除いたしました。

さらに、会議室等につきましては、適正な対価を使用料に反映させるため、ホールを除いた会議室等については、「午前9時～正午」「午後1時～午後5時」及び「午後6時～午後9時30分」の時間区分の、間の時間に係る使用料を徴収することとし、「午前9時～午後5時」「午後1時～午後9時30分」及び「午前9時～午後9時30分」の時間区分の使用料に加算することとしております。

なお、本件につきましては、小田原市議会9月定例会において上程し、議会の承認が得られた場合は、令和9年4月1日以後の施設の使用に係る使用料について適用する予定であります。

また、今回上程する新たな使用料の算定には光熱水費も含んでいることから、光熱水費の重複徴取を避けるため、小田原市生涯学習センター条例施行規則で規定している会議室等におけるコンセント代等の光熱水費相当額を削除する予定でございます。

なお、本件に係る規則改正につきましては、適切なタイミングでご説明させていただきます。

以上で報告を終わらせていただきます。

（質疑・意見等）

○松葉口委員 すでに話し合いされた上で決定されていた場合は恐縮ですが、新旧対照表を見ると、非常に金額が上がっています。前回上程時には反対意見なんかも出ていたと思います。今回の改正理由として、受益と負担の適正化の観点から提案するということとしておりますが、計算式や今までの現状などの根拠資料を付けていただけないと、受益と負担の適正化の観点で適正なのかどうか判断が難しいと思います。ただし、いろいろと議論された結果、このように改正するのであればいいのですが、資料としてももう少し出していただけるとありがたいなと思いました。

○生涯学習課長 今回、市民の皆様と利用者の方にアンケートを出させていただき、そのアンケート結果によって、1.2倍程度という範囲の中で値上げとさせていただいております。

また、資料につきましては、御意見を踏まえて、出して行きたいと思っております。

(その他質疑・意見等なし)

-
- (5) 日程第2 報告第5号 事務の臨時代理の報告（小田原市郷土文化館条例の一部を改正する条例）について (生涯学習課)

○生涯学習課長 それでは私から御報告申し上げます。

小田原市郷土文化館分館松永記念館につきましても、先ほどご説明申し上げたとおり、使用料等について改定を行うことといたしました。

そのため、小田原市郷土文化館条例の一部を改正し、使用料を改定しようとするものでございます。

適正な対価を使用料に反映させるため、「午前9時～正午」及び「午後1時～午後4時」の時間区分の、間の時間に係る使用料を徴収することとし、「午前9時～午後4時」の時間区分の使用料に加算することとしております。

なお、本件につきましても、小田原市議会9月定例会において上程し、議会の承認が得られた場合は、令和9年4月1日以後の供用施設の使用に係る使用料に適用する予定でございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

(質疑・意見等)

○松葉口委員 これも先ほどの報告と関連して、このご時世ですので、あまり我慢してもしょうがないと思っておりますが、そうだとした場合例えば利用者が何人くらいいて、赤字がこのくらいで、このくらい値上げするとちょうど補充することができるのですとか、何かそのような計算式があると大変ありがたいなと思いましたので、よろしく願いいたします。

○生涯学習課長 御意見としていただきまして、皆様が分かりやすいように今後努めていきたいと思っております。

(その他質疑・意見等なし)

-
- (6) 日程第3 報告第6号 事務の臨時代理の報告（小田原市尊徳記念館条例の一部を改正する条例）について (生涯学習課)

○生涯学習課長 それでは私から御報告申し上げます。

小田原市尊徳記念館につきましても、先ほどご説明申し上げたとおり、使用料等について改定を行うことといたしました。

そのため、小田原市尊徳記念館条例の一部を改正し、観覧料及び使用料等を改定しようとするものでございます。

まず、使用料の減免に関連し、減額後の使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てることといたしました。

次に、生涯学習課所管の他施設における利用者との公平性に鑑み、適正な対価を使用料に反映させるため、「午前9時～正午」、「午後1時～午後5時」及び「午後6時～午後9時

30分」の時間区分の、「間の時間」の使用料については、その算出基準を生涯学習センターおよび郷土文化館と統一した上で再算定し、それを踏まえて「午前9時～午後5時」「午後1時～午後9時30分」及び「午前9時～午後9時30分」の時間区分の使用料を改定することとしております。

なお、本件につきましても、小田原市議会9月定例会において上程し、議会の承認が得られた場合は、観覧料については令和9年4月1日に適用とし、それ以外については、令和9年4月1日以後の施設の使用に係る使用料について適用する予定でございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

(7) 日程第4 報告第7号 事務の臨時代理の報告（小田原文学館条例の一部を改正する条例）について (図書館)

○図書館長 それでは私から御報告申し上げます。

小田原文学館につきましても、先ほど生涯学習課長が御説明申し上げたことと同様に、文化部所管施設及び他部署所管施設の使用料見直しに伴い、料金を改正するものです。

本条例の対象となる小田原文学館の使用料（観覧料）ですが、受益と負担の適正化の観点から観覧料の額を改正するものです。

なお、本件につきましても、小田原市議会9月定例会へ上程し、議会の承認が得られた場合、令和9年4月1日より適用するものです。

以上で報告を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

(8) 日程第5 議案第21号 小田原市図書館協議会委員の任命について (図書館)

○図書館長 それでは私から御説明申し上げます。

図書館協議会は、図書館法第14条第1項の規定により、公立図書館に置くことができることとされ、同条第2項により「図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする」とされております。本件は、令和8年9月30日をもって任期満了となります第36期委員の改選にあたり、小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第10号により附属機関の委員の任命につきましては、教育委員会の会議に附さなければならないこととされておりますことから、本委員会にお諮りするものです。

なお、小田原市図書館条例第6条第1項の規定により、委員数は10人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに市民の中から、教育委員会が任命することとされており、同条第2項の規定により任期は2年、再任は妨げないものとなっております。

この度、第37期の委員候補者は、議案第21号の名簿に記載の8名になります。このうち新任は一覧表の備考にあります、社会教育の関係者、学識経験のある者、市民公募の4名となります。

今回、この市民公募委員につきましては、9名の方からご応募がございました。小論文と面接による選考により、名簿記載の2名に決定したものです。

なお、今回、任命する委員の任期につきましては、令和8年10月1日から令和10年9月30日までの2年間となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

(9) 日程第6 議案第22号 教育財産の処分に係る申出について (教育総務課)

○学校施設担当課長 それでは、私から御説明申し上げます。資料を御覧ください。

1「概要」でございますが、橘中学校の敷地の一部ついて、神奈川県県西土木事務所小田原土木センターから県道709号中井羽根尾道路整備事業の事業用地として譲渡依頼があったため、教育財産としての用途を廃止するものです。

次に2「内容」としまして、所在地は、小田原市羽根尾410 小田原市立橘中学校、財産の内訳としましては、土地の地番 小田原市羽根尾中村原飛地字中屋77番の一部で、地積は登記簿面積575平方メートルのうち教育財産としての用途廃止が89.37平方メートル、位置としましては、資料下段の位置図にある小田原市立橘中学校の北西でございます。詳しい位置は、別紙資料の図面をご覧ください。赤の線は計画されている道路の形で、赤く塗られた部分が用途廃止する土地でございます。

この土地について、教育財産としての用途を廃止し、財産主管課長である財産管理課長へ引き継ぐものでございます。

申出の相手方は小田原市長でございます。

教育財産としての用途廃止の時期は、この後の事務処理が済み次第、令和8年9月から10月までを予定しております。

また、その他としまして、本線は県、支線は市の道路として整備されるため、市の道路となる計画がある橘中学校の土地の用途廃止も今後、必要となる見込みでございます。別紙資料の図面でご説明しますと、黄色く塗られた部分が市の道路になる計画がある橘中学校の土地、青く塗られた部分が、これから道路所管と調整なのですが、市の道路から学校用地になる予定の道路用地でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等)

○齊藤委員 私自身が扱う案件の種類として初めての案件となりますので、初歩的な質問をさせていただきたいと思っております。これは、固定資産の移転になると思いますが、いわゆる教育委員会から財産管理課へ移転する話ですので、この土地が30坪程度で、その金額としての評価表がこれぐらいみたいなものはないという理解でよろしいですか。例えば、県土木事務所から、又は県土木事務所へ譲渡するときには、そこで初めて評価されて会計処理がなされるという理解でよろしいでしょうか。

○学校施設担当課長 そのとおりでございます。

○松葉口委員 教育委員会的には、教育上、特にデメリットがないということが担保されているということが重要なんだろうと思いますので、その確認をさせていただければと思います。

○学校施設担当課長 敷地が学校の端の方の法面になっている部分が今回該当している場所ですので、特に学校の授業等に支障がある場所ではございません。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

○柳下教育長 以上で、先ほど非公開とすることにいたしました案件以外の議題は終了いたしました。会議を非公開とする前に、その他として、委員、又は事務局から何かありますか。

(「なし」という声あり)

○柳下教育長 ないようですので、非公開といたしました案件を議題といたします。

(10) 日程第7 報告第8号 事務の臨時代理の報告(令和8年度小田原市一般会計補正予算)について【非公開】 (教育部・文化部)

○柳下教育長 以上で、日程第7まで終了いたしましたので、関係の職員は御退席ください。

(関係の職員退席)

(5) 日程第8 議案第23号 教育財産の取得に係る申出について【非公開】 (教育総務課)

報告事項(1) 小田原市新しい学校づくり推進事業の市民説明会等について【非公開】
(資料1 教育総務課)

報告事項(2) 小田原市立小中学校屋内運動場空調設備設置事業について【非公開】
(資料2 教育総務課)

7 柳下教育長閉会宣言

令和8年9月30日

柳下教育長

署名委員（益田委員）

署名委員（齊藤委員）